

令和6年 月 日

高等学校等就学支援金 課税地等変更届

高等学校等就学支援金で認定を行う際には、課税地（＝住民税が課税されている市区町村）や福祉事務所設置自治体（＝生活保護を認定している自治体）に税額照会を実施します。

課税地等は基本的に、2024年（令和6年）1月1日時点で住民票がある市区町村です。

つきましては、昨年の申請者（保護者等）のうち、2023年（令和5年）1月1日時点から他市区町村に住民票の移動があった場合は、本届出を学校へ提出してください。

なお、単身赴任等で「住民票がある住所地」と「住民税が課税されている市区町村」が異なる場合がありますので、ご注意ください。

科/学年/組/番号	科 年 組 番
生徒氏名	

保護者等氏名	生徒との続柄	旧 2023年1月1日時点 住民票がある市区町村 又は、課税地等の市区町村		新 2024年1月1日時点 住民票がある市区町村 又は、課税地等の市区町村		転出年月 年 月
		都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	
		都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	年 月
		都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	年 月

※「住民票の住所」と「課税地等」が異なる方は、「課税地等」を記載していただくようお願いします。

該当の方は6月5日までに学校事務局へ提出願います。